

麻生区行政連絡調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成18年川崎市規則第29号。以下「規則」という。）第8条第4項の規定に基づき、麻生区行政連絡調整会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、必要に応じて開催する。

2 区長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めるものとする。

(議題の提出)

第3条 規則第8条第2項各号に規定する者（以下「事業所の長等」という。）は、会議に提出しようとする議題があるときは、あらかじめ資料を添えて区長に送付するものとする。

(事務事業の報告)

第4条 事業所の長等は、所管に係る主たる事務事業の計画について、その概要を区長に報告するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。